

福岡県指定文化財の指定について

福岡県文化財保護審議会（会長 ^{もり ひろこ} 森 弘子）は、令和 7 年 2 月 4 日（火）、福岡県教育委員会に対し、別紙の文化財の指定について答申しました。

これらは、令和 7 年 3 月 1 0 日（月）に開催される福岡県教育委員会会議の議決を経て正式に決定し、後日福岡県公報に登載される告示の日をもって指定となります。

なお、この指定をもって、福岡県指定有形文化財（古文書）は 2 3 件、福岡県指定無形文化財は 1 0 件、福岡県指定史跡は 8 5 件、福岡県指定天然記念物は 1 2 5 件となります。

1 新規指定

有形文化財（古文書） 1 件

小川文書：久留米市

無形文化財（工芸技術） 1 件

博多曲物：志免町

記念物（史跡） 1 件

桂川古墳群：飯塚市・桂川町

記念物（天然記念物） 1 件

若杉山の大スギ：篠栗町

2 追加指定

有形文化財（建造物） 1 件

観世音寺講堂 金堂（附棟札 3 枚が追加指定）：太宰府市

報道解禁

テレビ・ラジオ・インターネット

令和 7 年 3 月 1 0 日（月）福岡県教育委員会会議終了後

新聞 令和 7 年 3 月 1 1 日（火）朝刊

担当

福岡県教育庁教育総務部文化財保護課（梶佐古・野木・松本・大庭）

電 話：0 9 2－6 4 3－3 8 7 6

F A X：0 9 2－6 4 3－3 8 7 8

目 次

新規指定

- 1 小川文書（有形文化財（古文書）：久留米市）・・・・・・・・・・ 1
- 2 博多曲物（無形文化財（工芸技術）：志免町）・・・・・・・・・・ 3
- 3 桂川古墳群（記念物（史跡）：飯塚市・桂川町）・・・・・・・・・・ 5
- 4 若杉山の大スギ（記念物（天然記念物）：篠栗町）・・・・・・・・・・ 9

追加指定

- 1 観世音寺講堂 金堂（附棟札 3 枚が追加指定）（有形文化財（建造物）：太宰府市）・・・・・・・・・・ 1 1

（参考）福岡県の県指定文化財件数

新規指定案件

1 物件の表示

類 型 等	有形文化財（古文書）
名 称	小川文書（おがわもんじょ）
員 数	20点
所 在 地	久留米文化財収蔵館（久留米市諏訪野町1830-6）
所 有 者	小川区
所有者の住所	久留米市田主丸町船越

2 物件の概要

本件は、江戸時代以来、久留米市田主丸町船越^{ふなごし}の小川天満宮に伝来した史料群である（図1）。筑後国竹野郡小河荘^{たけのぐんおがわ}を本拠とした国人小河氏が大友氏から発給された中世文書19点及び近世に成立した小川天満宮の縁起1点からなる。

小河氏が史料上現れるのは、永享6年（1434）に比定される「大友持直預置^{おおどもちなおあずけおき}状写」である。持直は大友氏第12代当主で、小河藤次郎等3名が筑後国竹野郡職を預け置かれている。本文書には、大友氏歴代当主の発給文書が残されている。第21代当主「大友宗麟^{そうりん}感状」（写真1）は、義鎮^{よししげ}が「宗麟」と名乗り、初めて使用した花押を有する文書である。宗麟のこの花押をもつ文書は、永禄5年（1562）6月から同年12月までの6か月間に発給されたもので、現存数が少なく貴重である。第22代当主「大友義統^{よしむね}知行預状」は、天正6年（1578）の耳川^{みみかわ}の戦いで大友氏が島津氏に敗北後、龍造寺隆信^{りゅうぞうじたかのぶ}が大友氏の領国に侵攻した状況を伝えている。大友氏の発給文書はこれ以降残されておらず、小河氏はほどなく大友氏から離反したようである。

寛保2年（1742）の年紀を有する小川天満宮の縁起によれば、小河氏は大友氏を離れた後、竈門山^{かまど}、英彦山を経て、小川村に還住したとされ、本文書が小川天満宮に伝来した経緯を知ることができる。

3 指定の理由

小川文書は、史料が残りにくい中世国人層における地域支配の状況を明らかにする史料である。また、表装等が施されず、文書作成時の料紙^{りょうし}の折り方や封式がそのまま残されており、古文書学上も貴重な史料である。以上のことから、小川文書を本県の有形文化財として指定し、保護を図るものである。

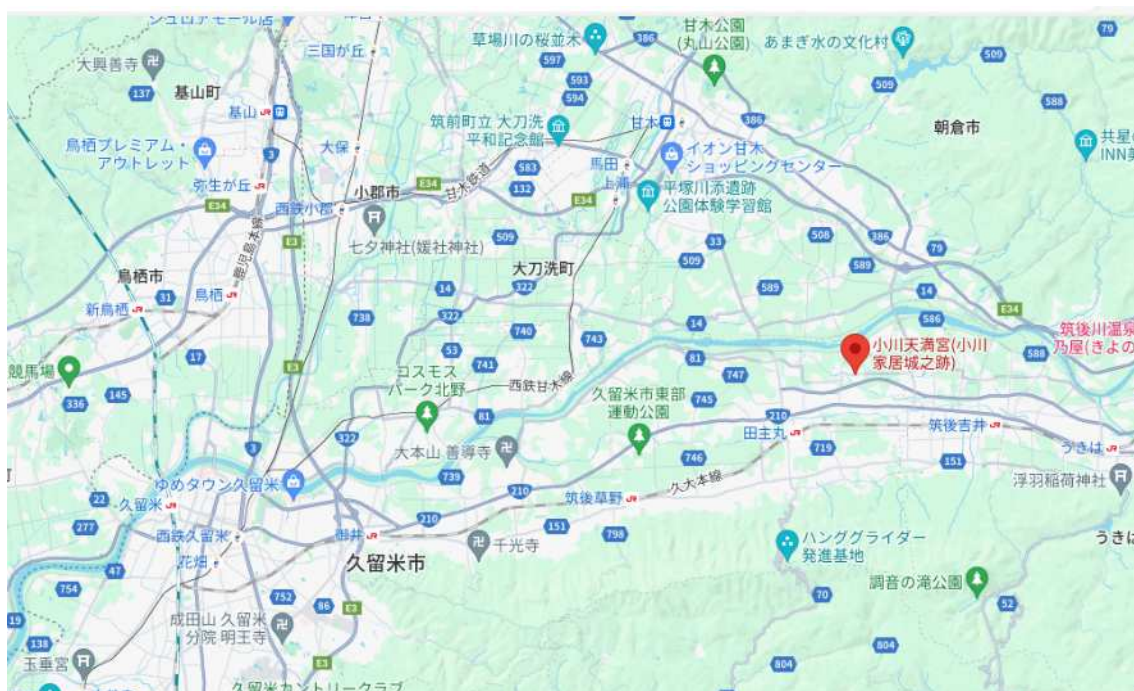


図1 小川天満宮位置図
(引用元：Google 社「Google マップ」)

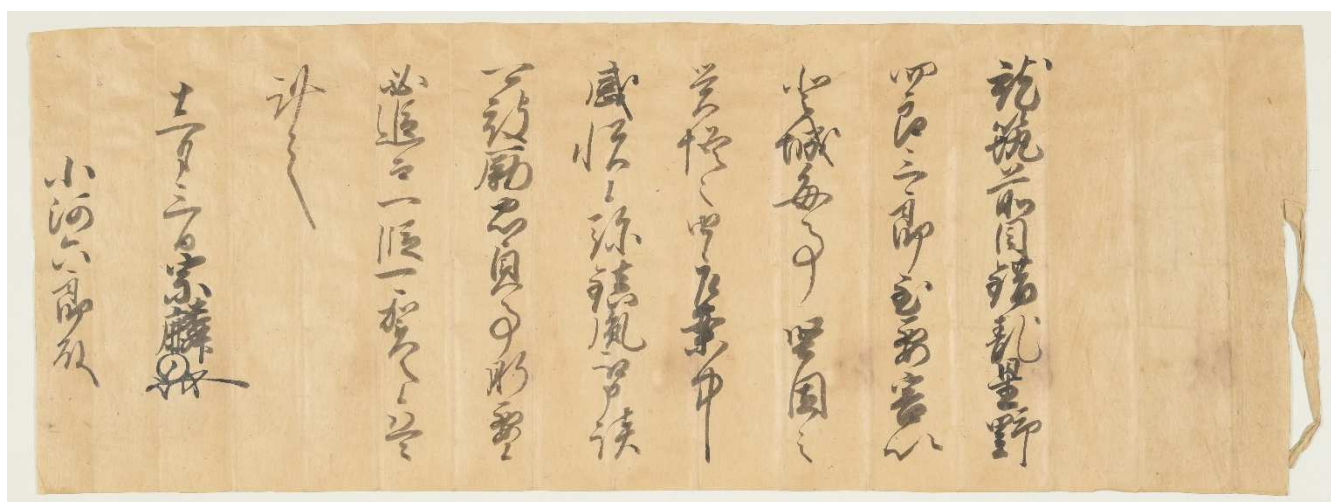


写真1
(永禄5年(1562)カ)12月3日 大友宗麟感状(縦17.7cm、横47.8cm)
(久留米市教育委員会提供)

＜本件に関する問合せ先＞

福岡県教育庁教育総務部文化財保護課 野木雄大 TEL：092-643-3875（内線 5388）

＜現地取材等に関する問合せ先＞

久留米市教育委員会文化財保護課 穴井綾香 TEL：0942-30-9322

新規指定案件

1 物件の表示

類 型 等	無形文化財（工芸技術）
名 称	博多曲物（はかたまげもの）
保持者の氏名	柴田 真理子
保持者の生年月日	昭和36年3月12日
保持者の住所	糟屋郡志免町別府西2丁目2-16（工房）
雅号	柴田 玉樹（第18代）

2 物件の概要

曲物は、杉や檜^{ひのき}の柁^{まさめ}目の薄板を曲げ、桜の皮で綴じ、底板をつけた木工芸品である。福岡市馬出^{まいだし}地区では、古来宮崎宮の神前に供える祭具を曲物で作っており、その後、飯櫃^{めしびつ}や弁当箱等の一般的な日用品の制作に発展した。昭和初期には、曲物を制作する工房は20数軒あったが、現在は「博多曲物 玉樹」のみとなっている。主要な制作工程は、①杉材の材質の見極め・乾燥、②側板の切り揃え、③側板の断裁、④側板を適切な薄さにするための表面の削り取り、⑤板の端の重ね合わせる部分への鉋^{かん}かけ、⑥釜で数十分～数時間の煮込み、⑦巻木^{まきぎ}で板の巻き込み、⑧日陰での自然乾燥、⑨板が重なる部分に糊の塗布、縫錐^{ぬいぎり}で孔をあけ、桜の皮でとじ合わせて底板のはめ込み、⑩彩色となる。松竹梅と鶴亀を描いた「ポップ膳^{かくもの}」は博多曲物独自のもので、七五三の「お膳すわり」に用いられる。このような角物^{かくもの}の制作や絵付けを行うことは、博多曲物の特徴の一つである。

柴田家は宮崎宮の飴座^{かざり}（飾りつけの専門職）の三家の1つで、その歴史は400年にも及ぶといわれている。第18代柴田玉樹氏は、福岡市指定無形文化財「曲物」の保持者であった第17代柴田玉樹氏の次女で、18歳から曲物制作を行うとともに、絵付けを任されるようになり、平成19年（2007）に「18代目柴田玉樹」を襲名した。第16回福岡デザインアワード入賞、同第20回大会金賞、さらに、第55回全国推奨観光土産品審査会日本商工会議所会頭努力賞等数々の表彰を受けている。

3 指定の理由

曲物は主に東日本の各地域で制作されるものであり、西日本では特異な存在である。その中でも、博多曲物は福岡県を代表する伝統工芸品の一つで、祭具から生活用具に至るまで福岡県民の暮らしに必要不可欠のものであった。現在では第18代柴田玉樹氏がその唯一の制作者で、同氏は400年以上続く柴田家の高度な曲物制作技術を継承しながら、時代に合わせて

独自の芸術性・創造性を体現していると考えられる。以上のことから、この伝統的な制作技術を「博多曲物」として本県の無形文化財に指定し、柴田真理子（第18代柴田玉樹）氏を保持者に認定して保護を図るものである。



写真1 柴田玉樹氏制作風景



写真2 第18代柴田玉樹氏の作品
(柴田玉樹氏提供)

＜本件に関する問合せ先＞

福岡県教育庁教育総務部文化財保護課 野木雄大 TEL：092-643-3875（内線 5388）

新規指定案件

1 物件の表示

類 型 等	記念物（史跡）
名 称	桂川古墳群（けいせんこふんぐん） ホーケントウ古墳（ほーけんとうこふん） 天神山古墳（てんじんやまこふん）
所 在 地	飯塚市平塚 229-1・235-1 の各一部、実測 1,890.2 m ² （ホーケントウ古墳） 嘉穂郡桂川町豆田 455-1、458-1（天神山古墳）
土地所有者	飯塚市、個人（ホーケントウ古墳）、豆田天満宮（天神山古墳）
所有者の住所	飯塚市、嘉穂郡桂川町

2 物件の概要

桂川古墳群を構成するホーケントウ古墳と天神山古墳は、穂波川^{ほなみがわ}流域南部の小丘陵上の南北にそれぞれ立地する。また、両古墳の北側の丘陵上には、特別史跡である王塚古墳^{おうづか}が立地している（図1）。ホーケントウ古墳、天神山古墳は王塚古墳に続いて築造された、同一系統の「桂川古墳群」として理解できる首長墓群である。

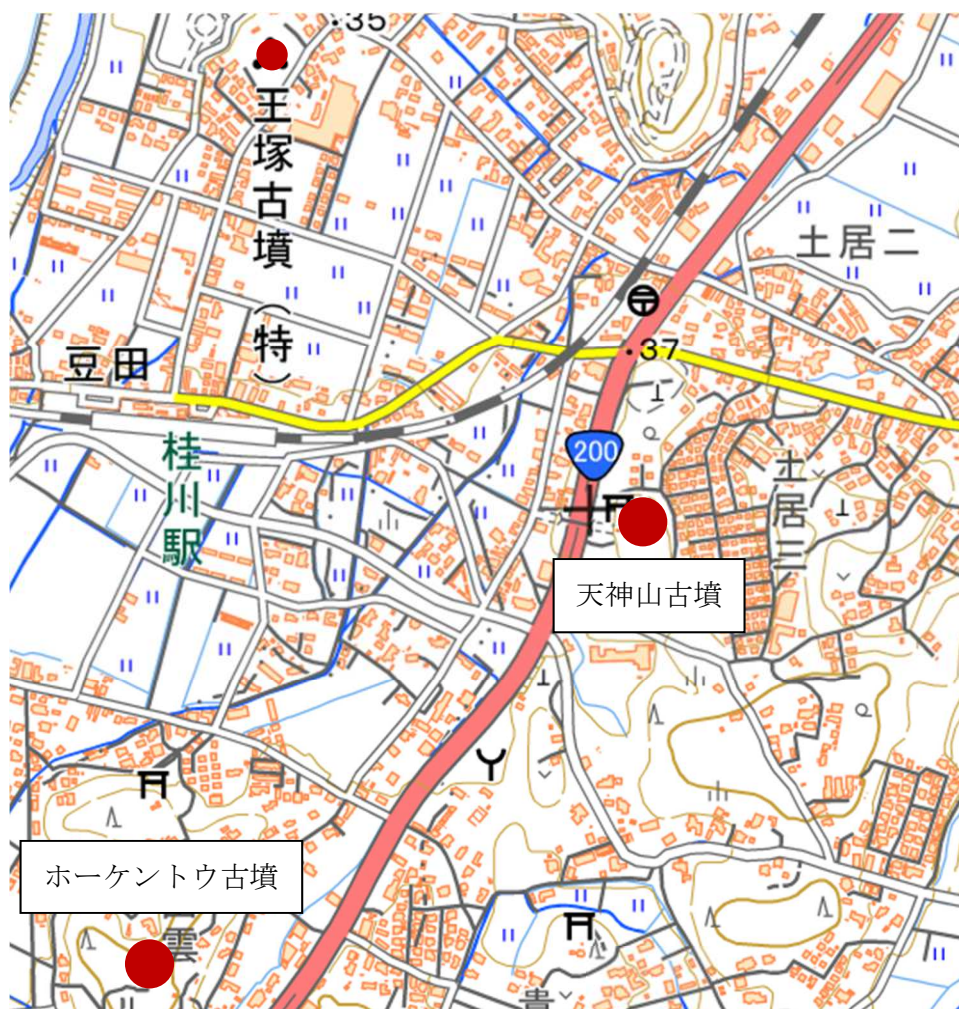
ホーケントウ古墳は、全長52m、二段築成の前方後円墳であり、周囲にはくびれ部で屈曲する周溝^{しゅうこう}が巡る（図2・写真1）。また、墳丘2段目には葺石^{ふきいし}を有しており、円筒埴輪^{えんとうはにわ}が墳頂部とテラス面に並び置かれていたことがその出土状況から分かる。加えて、墓道の土層断面の観察から、複数回の追葬行為を確認できる。

出土遺物には土器類、円筒埴輪、馬具などがある。そのうちテラス面からは、据え付けられた大型の須恵器甕^{かめ}3点をはじめ、大型の器台、脚台付壺^{きやくだいつきつぼ}を含む須恵器、土師器^{はじき}が出土しており、葬送儀礼に使用された土器群を示すものとして重要である。土器類と埴輪の特徴から、本古墳の築造年代は6世紀中頃に比定され、王塚古墳の次に築造された前方後円墳である。

天神山古墳は、全長67m、二段築成の前方後円墳であり、周囲にはくびれ部で屈曲する周溝^{しゅううてい}と周堤^{しゅうてい}が巡る（図3・写真2）。また、葺石と埴輪はなく、後円部西側に墓道^{もくどう}がのびており、周堤の北東部には、周堤外部から続く通路状遺構がある。墓道の土層断面の観察から、ホーケントウ古墳と同様の追葬行為が確認できる。

出土遺物には、須恵器や土師器などがある。そのうち墓道や前庭部からは、装飾付須恵器^{そうしよくつき}4個体のほか、葬送儀礼に使用された後に破砕された状態で須恵器、土師器が出土している。土器類の特徴から本古墳の築造年代は6世紀後半に比定され、ホーケントウ古墳に続く、穂波川流域南部における最後の前方後円墳に位置付けられる。

桂川古墳群を構成する両古墳は、墳丘や周溝の形態に共通した要素を見せており、葬送儀礼での豊富な土器群の使用とともに、首長墓系列の連続性を物語る。一方で、ホーケントウ古墳には葺石と円筒埴輪が認められるが、天神山古墳ではそれらが欠落する。この状況から、前方後円墳の築造停止に至るまでの、築造意義の変化を示す古墳群としても重要である。また、両古墳とも墳丘の保存状態が極めて良好である。以上のことから、桂川古墳群を本県の史跡として指定し、保護を図るものである。



＜本件に関する問合せ先＞

＜現地取材等に関する問合せ先＞

王塚裝飾古墳館 長安慧 TEL：0948-65-2900

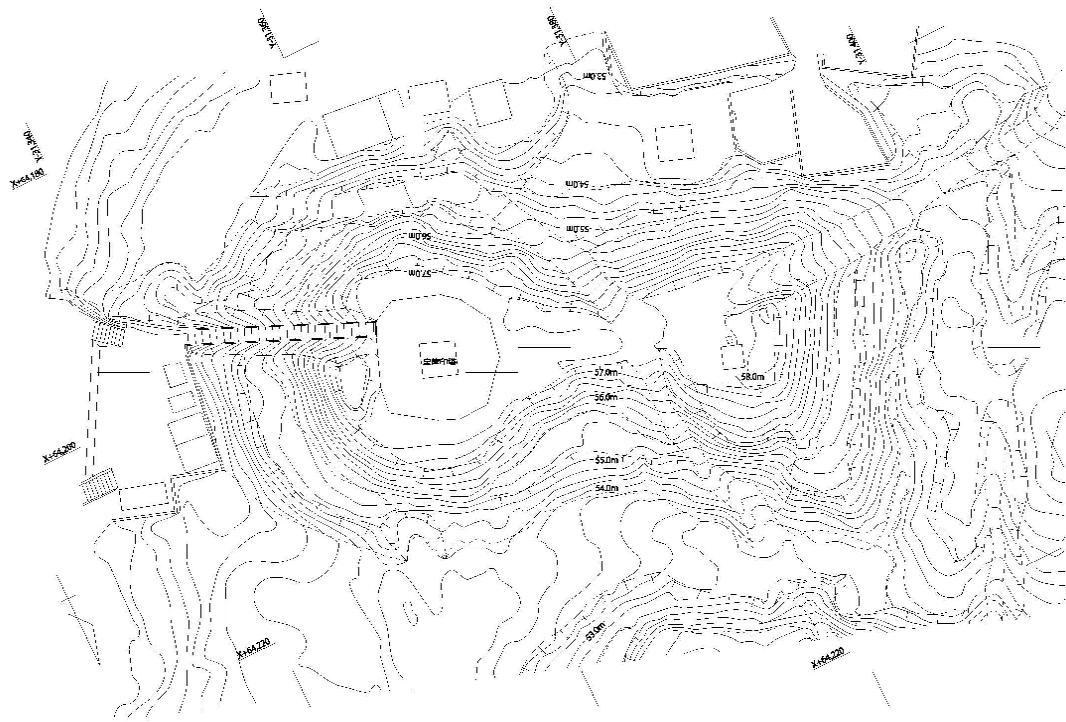


図2 ホークントウ古墳測量図

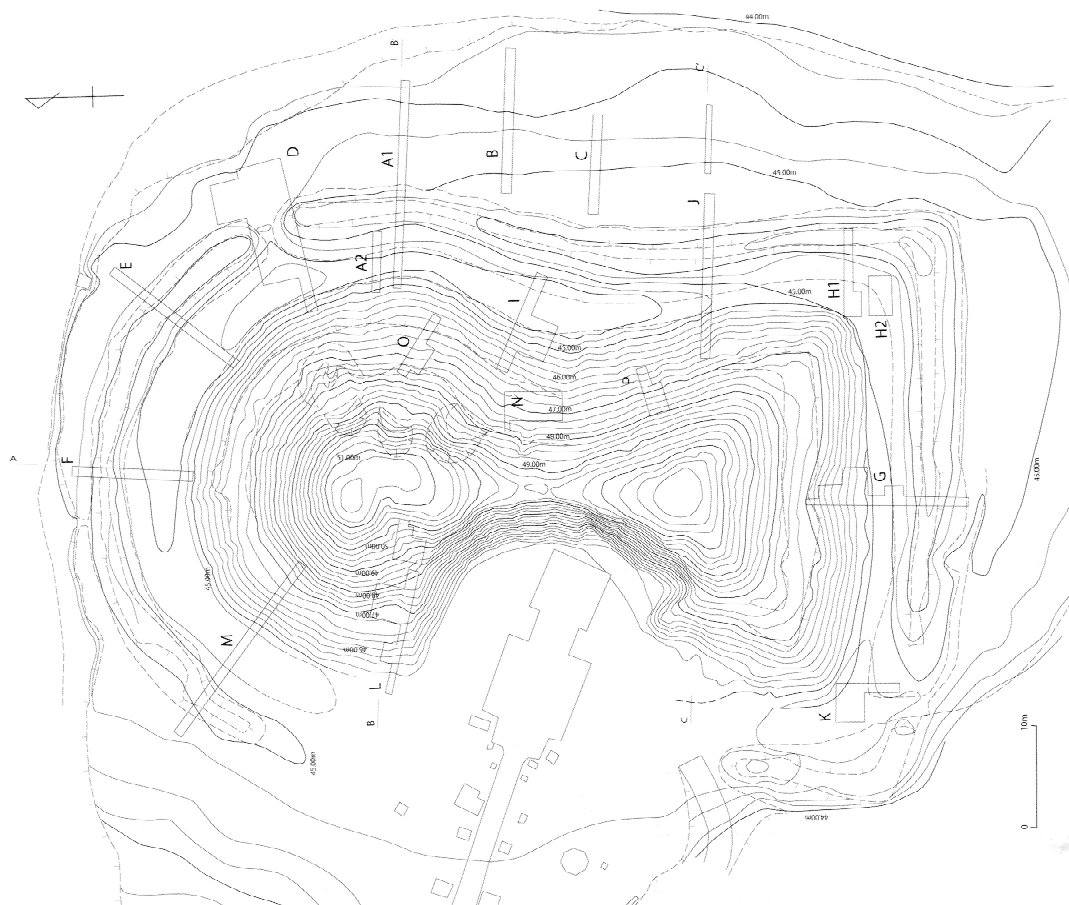


図3 天神山古墳測量図



写真1 ホーケントウ古墳 前方部から後円部を望む
(飯塚市教育委員会提供)



写真2 天神山古墳 前方部から後円部を望む
(桂川町教育委員会提供)

新規指定案件

1 物件の表示

類 型 等	記念物（天然記念物）
名 称	若杉山の大スギ（わかすぎやまのおおすぎ）
員 数	1 本
所 在 地	糟屋郡篠栗町若杉山 1 7 林班く小班のうち実測 534.26 m ²
土地管理者	林野庁九州森林局福岡森林管理署
管理者の住所	福岡市早良区百道1-16-29

2 物件の概要

スギ（*Cryptomeria japonica*）は、ヒノキ科スギ属の常緑針葉樹^{じょうりよくしんようじゅ}である。日本特産で昔から広く植栽されており、最も重要な林業樹種である。自生地は本州、四国及び九州である。

本物件の所在する若杉山は、篠栗町と須恵町の境界にある標高 681mの山である（図1）。山は全体がスギ林で覆われ、中腹より上部に大スギが点在する。

本物件は、若杉山中腹、「大和の森」^{やまと}の最高所にある（図1）。平成12年（2000）、同山内の「ドウダの二又スギ」が林野庁「森の巨人たち100選」に選定された際に、地元からさらに大きなスギが存在するとの指摘があり、その存在が知られるようになった。その際、将来、日本一のスギに育つことを願い、地元によって「大和の大スギ」と名付けられた。

本物件は樹高が約43m、根元周囲が16.2mであり、他の県指定のスギと比較して樹高・根元周囲等の規模において最大級である（写真1）。

本物件の樹勢は良好で、根元近くから5本の支幹^{しかん}に分岐し、1本の小さな幹が途中から左右の2本の幹と連理^{れんり}する。福岡県森林林業技術センターによるDNA分析の結果、分岐する5本の支幹は、極めて高い確率で同一個体の株立ちであることが明らかとなった。

3 指定の理由

本物件は既県指定を含む県内の他のスギと比較して、同一個体として樹高等の規模が最大級であり、貴重であることから、若杉山の大スギを本県の天然記念物として指定し、保護を図るものである。

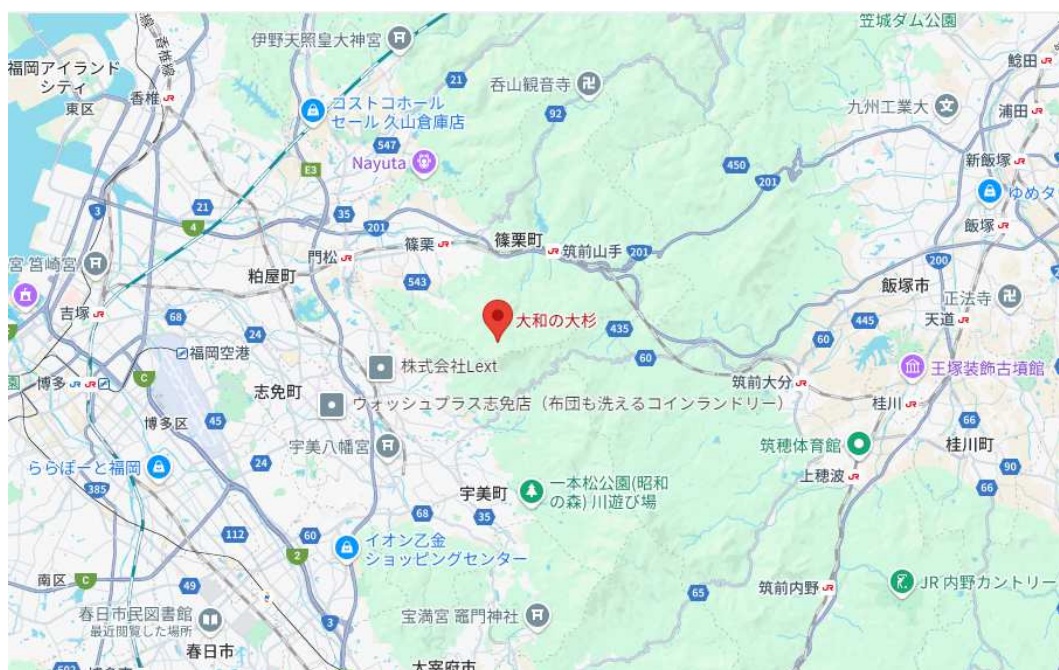


図1 若杉山の大スギ位置図

(引用元：Google 社「Google マップ」)



写真1 若杉山の大スギの現況 (2024/07/24 撮影)

<本件に関する問合せ先>

福岡県教育庁教育総務部文化財保護課

野木雄大 TEL：092-643-3875 (内線 5388)

<現地取材等に関する問合せ先>

篠栗町教育委員会社会教育課

平ノ内武史 TEL：092-948-2222

追加指定案件

1 物件の表示

類型等	有形文化財（建造物）
名 称	観世音寺講堂 金堂（かんぜおんじこうどう こんどう）
構造及び形式	講堂 桁行三間、梁間二間、裳階付、入母屋造、本瓦葺 金堂 桁行五間、梁間四間、入母屋造、本瓦葺
員 数	2 棟
指定年月日	昭和 32 年 8 月 13 日
追加指定	附 棟札 3 枚（講堂 元禄元年、寛政 9 年、文政 8 年）
所在地	太宰府市観世音寺 5 丁目 1 8 2 番
所有者	観世音寺
所有者の住所	太宰府市観世音寺 5 丁目 6 番 1 号

2 物件の概要

観世音寺は、太宰府市の四王寺山の南麓にあたる、大宰府政庁跡の東に位置する（図 1）。『続日本紀』和銅 2 年（709）の条によれば、斉明天皇の供養のため天智天皇の発願によって創建されたと伝わる。7 世紀後半に造営が開始され、天平 18 年（746）の供養をもって完成したとされる。戦国時代に多くの寺領を失い荒廃したが、江戸時代に福岡藩の庇護のもと復興された。寛永 7 年（1630）には大風により講堂が大破し、福岡藩 2 代藩主黒田忠之によって仮堂が建てられ、元禄元年（1688）に講堂が再建された。この時期に建設された仮堂が、現在の金堂である。これら講堂と金堂は、昭和 32 年に福岡県指定有形文化財（建造物）に指定された（写真 1）。今回、元禄元年（1688）、寛政 9 年（1797）、文政 8 年（1825）の講堂棟札を追加指定の対象とする（写真 2）。

元禄元年の棟札には、「元禄元戊辰歳」「再興観世音寺堂一字大檀越當國大守賜松平姓黒田氏光之公」「大工 吉田九左衛門 福田助之丞」と記されており、元禄元年の講堂の建立棟札である。

寛政 9 年の棟札には、「寛政九年」「観世音寺大講堂一字建修理」「棟梁大工 徳重半次」と記載がある。また、裏面に講堂の破損状況や修理の経緯が記されている。

文政 8 年の棟札には、「文政八年乙酉六月十六日始八月廿九日成就」「観世音寺大講堂一字修覆」「棟梁 簀子町 林武四郎」と記されており、講堂の修理棟札である。講堂の修理に関する内容のほか、金堂の小修理に関する内容も併せて記されている。

3 追加指定の理由

本件は、観世音寺講堂に関する江戸時代の棟札群であり、寄進者や大工棟梁等の人物名や造営年代、工事内容などが記されており、江戸時代における観世音寺の造営の沿革を示す貴重な史料である。特に元禄元年の棟札は現在の講堂の建築年代を証明する上で重要である。以上のことから、これらの棟札を本県の有形文化財である観世音寺講堂金堂の附として追加指定し、一体的な保護を図るものである。

< 本件に関する問合せ先 >

福岡県教育庁教育総務部文化財保護課 松本将一郎 TEL: 092-643-3875 (内線 5388)

< 現地取材等に関する問合せ先 >

太宰府市教育委員会文化財課 木村純也 TEL: 092-921-2121



図1 観世音寺 位置図



写真 1

観世音寺 講堂（右）金堂（左）



写真 2 観世音寺棟札

（右）元禄元年（1688）棟札

総高 2,864 mm、肩高 2,836 mm

上幅 210 mm、下幅 211 mm、厚 26 mm、
スギ、台鮑（表）・手斧（裏）

（中）寛政9年（1797）棟札

総高 1,872 mm（一部欠損）、肩高 1,893 mm

上幅 202 mm、下幅 195 mm、厚 13 mm、
スギ、台鮑

（左）文政8年（1825）棟札

総高 1,823 mm（一部欠損）、肩高 1,821 mm

上幅 217 mm、下幅 213 mm、厚 14 mm
スギ、台鮑

福岡県の県指定文化財件数

類型等		現在の件数	今回増加する 文化財件数	新指定後の 文化財件数
有形文化財	建築物	56		56
	絵画	23		23
	彫刻	63		63
	工芸品	53		53
	書跡・典籍	1		1
	古文書	22	1	23
	歴史資料	5		5
	考古資料	108		108
	小計	331	1	332
無形文化財		9	1	10
民俗文化財	有形民俗文化財	85		85
	無形民俗文化財	62		62
	小計	147	0	147
記念物	史跡	84	1	85
	名勝	5		5
	天然記念物	124	1	125
	小計	213	2	215
合計		700	4	704